

畜産とくトク情報

平成15年6月17日
No. 48
長野県庁畜産課
TEL026-235-7232

7月16日(水)から24か月齢以上の死亡牛のBSE検査が始まります

「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づく24か月齢以上の死亡牛のBSE検査が、7月16日から実施されます。

牛飼養農家の皆さんにおきましては、24か月齢以上の死亡牛が発生した場合には、以下によりBSE検査を受けてください。

1 死亡牛の発生

- (1) 死亡届の提出 従来どおり検案獣医師又は所有者が家畜保健衛生所に提出してください。
- (2) 死亡牛処理整理票(伝達性海綿状脳症検査申請書と一体)の記入
・ 指定助成事業の助成金対象者名で申請してください。

2 死亡牛の運搬

- (1) 事前に電話連絡した上で、死亡牛を採材・一時保管施設(佐久又は松本家保)まで、業者などに運搬依頼するか、農家自ら運搬してください。
- (2) 死亡牛処理整理票、長野県収入証紙6,500円(検査料)を併せて持参してください。
電話番号 佐久家保 平日:0267-62-4123 休日:090-9668-0931
松本家保 平日:0263-47-3223 休日:090-9668-0932

佐久又は松本家保での受入

- (1) 原則として勤務日、勤務時間内に受入します。
・ 勤務時間外は原則として翌日扱いとします。ただし、勤務時間内に連絡があった場合は相談の上受け入れできる場合もあります。
- (2) 以下の日にも受入れます。
・ 夏場(5~10月)の土曜日
・ 年末年始の12月30日、1月3日(平成15年は12月28日も受け入れます。)
・ 3連休の場合の中日(4連休以上は1日おきに受け入れます。)

3 検査

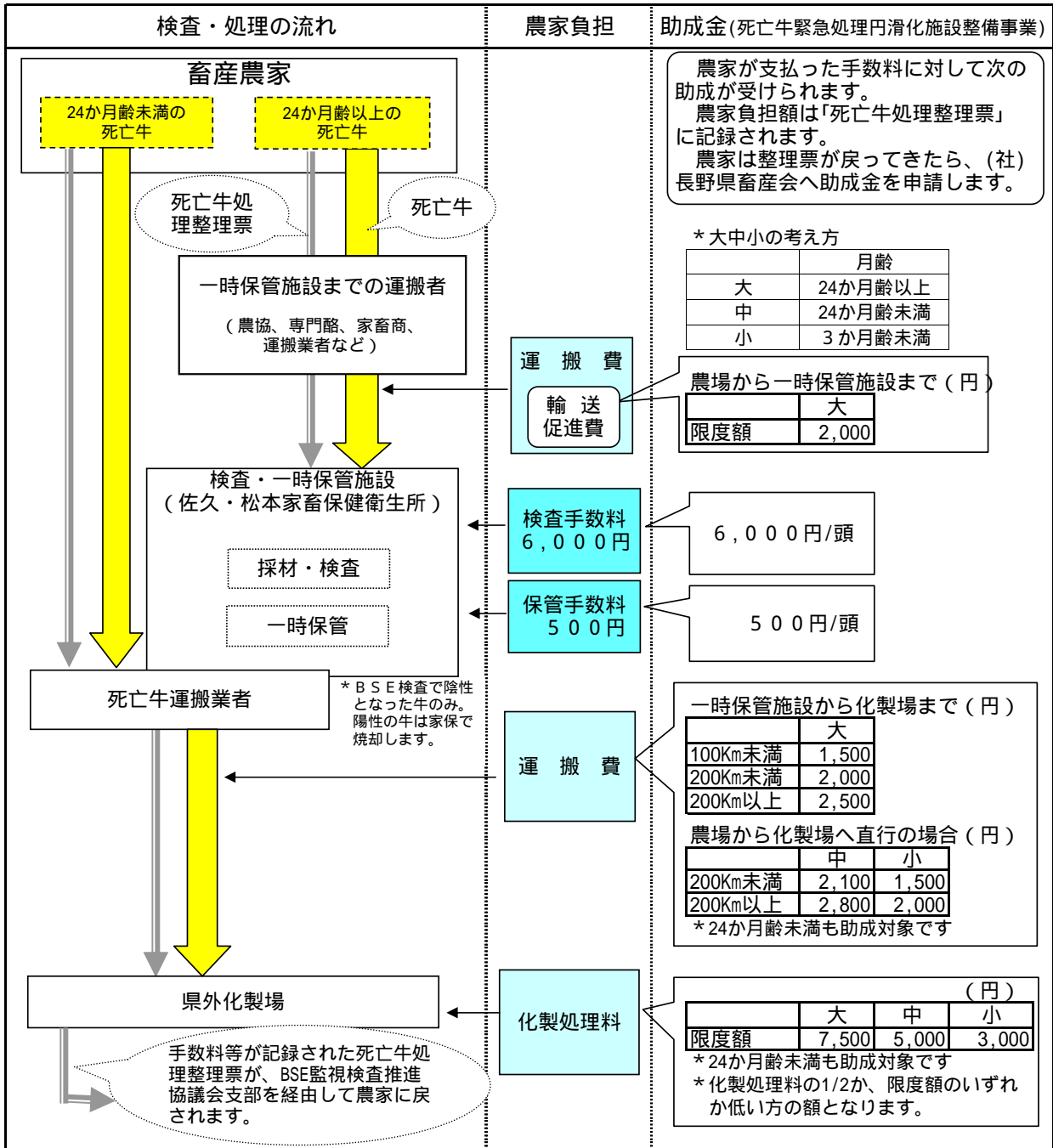
- (1) 検査日
・ 6~9月:週3回(月・水・金)
・ 10~5月:週2回(原則として月・木)
・ 一時的に死亡牛が増えた場合は、臨時検査を行います。
- (2) 検査結果は、死亡届を受理した家保から届出者及び申請者に連絡されます。
- (3) 検査結果が陰性の死亡牛は、整理票で指定した業者を通じて化製場へ搬出されます。

4 助成金の申請

死亡牛処理整理票が助成申請書を兼ねています。検査及び処理終了後、同票がBSE監視検査推進協議会支部を経由して、各農家に戻されます。必要事項を記入後、(社)長野県畜産会へ郵送してください。(支部により取扱いが若干異なる場合がありますので不明な点がございましたら最寄りの家畜保健衛生所に問い合わせ願います。)

24か月齢未満の死亡牛は、BSE検査の必要がありません。ただし、運搬・化製処理に係る経費が、助成金の対象となりますので、「死亡牛処理整理票」を記入し、死亡牛と一緒に運搬業者に渡してください。

死亡牛の検査・処理の流れと助成の概要



ご不明な点等がありましたら、下記まで問い合わせ願います。

お問い合わせ先	電話(直通)	ファクシミリ	備考
長野県農政部畜産課	026-235-7236	026-232-0764	検査体制に関することはこちらまで
佐久家畜保健衛生所	0267-62-4123	0267-63-3002	
" 上田支所	0268-23-1630	0268-25-7160	
伊那家畜保健衛生所	0265-72-2782	0265-72-2765	
飯田家畜保健衛生所	0265-53-0439	0265-53-0441	
松本家畜保健衛生所	0263-47-3223	0263-47-0101	
長野家畜保健衛生所	026-226-0923	026-227-2665	助成事業に関することはこちらまで
(社)長野県畜産会	026-228-8809	026-223-0264	